

＜遺留分減殺請求による物件返還請求調停を申し立てる方へ＞

1 概要

遺留分とは、一定の相続人が、相続によって法律上取得することが保障されている相続財産の一定の割合のことで、被相続人（亡くなった方）の生前処分（贈与）又は死因処分（遺贈）によっても奪われることはありません。遺留分減殺請求とは、この遺留分を侵害された者が、贈与又は遺贈を受けた者に対し、相続財産に属する物件の返還又は代償金の支払を求めるものです。遺留分減殺による物件の返還等について、当事者間で話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合、遺留分権利者（被相続人の直系卑属、直系尊属及び配偶者）やその承継人（遺留分権利者の相続人、相続分譲受人）は、家庭裁判所の調停手続を利用して話し合いをすることができます。なお、遺留分減殺請求は、相続開始及び遺留分を侵害している贈与又は遺贈のあったことを知ったときから1年又は相続開始のときから10年以内に、相手方に対して意思表示をする必要があります。

調停手続では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から、事情をお聴きしたり、必要に応じて資料を提出していただくなどして事情をよく把握して、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をする形で話し合いを進めます。

2 申立てに必要な費用

- 収入印紙・・・1200 円分
- 連絡用の郵便切手・・・180円×相手方の数、110円×5枚、10円×5枚

3 申立てに必要な書類

- 申立書3通
→ 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、裁判所用、相手方用（全員分）、申立人用の控えの3通（相手方が2名以上の場合には相手方全員分）を作成してください。
- 送達場所等（変更）届出書1通
- 進行に関する照会回答書1通
- 相続人全員の戸籍等謄本（全部事項証明書）1通
- 被相続人の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本（全部事項証明書・除籍、改製原戸籍謄本等）1通
- 遺産目録1通
- 遺産に不動産がある場合、不動産登記事項証明書各1通
- 遺言が存在する場合、遺言書の写し又は遺言書の検認調書謄本の写し1通
→ 戸籍謄本等及び不動産登記事項証明書は3か月以内に発行されたものを提出してください。

4 調停手続に必要な書類等の提出方法等

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

※マイナンバーが記載されていないことを必ず確認してください。マイナンバーが記載されている場合は記載のないものを改めて取り寄せて提出するか、数字部分を隠して写しを作成し、写しを提出してください。

- 書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通（相手方が複数の場合には全員分）を提出するとともに、調停期日には申立人用の控えを持参するようお願いいたします。
- 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください。（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）
- マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、その申出書の下に当該書面を付けて一体として提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

5 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

申立人の提出した申立書については、法律の定めにより相手方に送付されます。それ以外に調停手続中に一方の当事者が提出した書類等については、他方の当事者は、閲覧・謄写の申請をすることができます。この申請に対しては、裁判官が、円滑な話し合いを妨げないか等の事情を考慮して、許可するかどうか判断します。

6 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります（ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書と共に管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。）。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。それぞれ別々の待合室でお待ちいただいた上で、同時又は交互に調停室に入っていただきます。調停委員会が中立の立場で、双方のお話をお聞きしながら話し合いを進めていきます。

また、調停期日の開始時と終了時に、双方当事者ご本人に同時に調停室に入ってください、調停の手続、進行予定や次回までの課題等に関する説明を行うこともありますので、同席に支障がある場合には、「進行に関する照会回答書」にその具体的な事実を記載してください。

